平成２４年（フ）第１９６０号
大阪市西成区花園北１丁目６番19―505号
債務者　古屋　初江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７４号
大阪市平野区加美東６丁目１番14号　レオネクストプログレ加美東108
債務者　藤井　歩美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３９号
大阪府寝屋川市池田旭町７番１号　ミニアトール201号室
債務者　松本　零士
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６７号
大阪府寝屋川市新家１丁目12番14号、前住所大阪府寝屋川市中木田町26番２号
債務者　近藤　惠一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９５号
大阪市淀川区宮原２丁目８―20新大阪末広第２ハイツ306、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１　12棟501号
債務者　福原　敏記
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０９号
大阪府豊中市上新田２丁目18番10―201号
債務者　吉田　将秀
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１７号
大阪市住吉区千躰２丁目５番６号　エコーハイツ401号
債務者　柴田　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６１号
大阪府大東市深野北１丁目12番３号　パルシオ深北208号
債務者　山本淳一朗
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３１号
大阪市生野区桃谷５丁目６番15号
債務者　水原　利夫
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７０号
大阪府枚方市楠葉野田３丁目46番８号
債務者　西村　千鶴
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８７号
大阪市大正区泉尾７丁目12番１―504号
債務者　阪口枝美子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２６号
大阪府箕面市小野原東５丁目18番５号、前住所大阪府箕面市粟生間谷西７丁目33番20号
債務者　山田　良勝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２７号
大阪府箕面市小野原東５丁目18番５号、前住所大阪府箕面市粟生間谷西７丁目33番20号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８０号
大阪府守口市八雲中町２丁目７番19―203号
債務者　山口　和義
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８１号
大阪府守口市八雲中町２丁目７番19―203号
債務者　山口　智子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６３５号
大阪府茨木市別院町７番24号
債務者　石原あかね
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６０号
大阪府東大阪市足代北１丁目12番10号　芳沢第３ビル２Ｆ203号
債務者　岩本有伸こと　李　　有民
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部